

平成22年 4月  
尼 崎 市 長

年度途中に尼崎市市内へ本社、本店を移転した者の取扱について

市外業者又は準市内業者として登録している者が、登録後に尼崎市市内に本社、本店を移転した場合については、当該移転した年度内は、市内業者として取り扱いをしません。  
したがって、尼崎市市内に本社、本店がありましても「尼崎市市内に本店を有するもの」に該当しませんので、ご了解願います。

以 上  
( 契 約 ・ 検 査 課 )